



年末・年始 市の業務

年末・年始の休業期間は、次のとおりです。
■が休みです。

施設名	12月				1月			
	28日 (水)	29日 (木)	30日 (金)	31日 (土)	1日 (日)	2日 (月)	3日 (火)	4日 (水)
市役所本庁、各支所(※1)								
市役所本庁の自動交付機								
サン・シープラザ								
本郷・久井・大和保健福祉センター								
芸術文化センター ポポロ								
みはら歴史館								
児童館								
市民福祉会館								
リージョンプラザ								
大和勤労福祉センター								
三原市・本郷・大和人権文化センター								
中央・本郷・久井・大和図書館								
三原市・久井歴史民俗資料館								
中央公民館、各公民館・コミュニティセンター								
地域学習センター(さざなみ学校)								
本郷生涯学習センター、くい文化センター、大和文化センター								
やまみ三原運動公園	年末・年始も開園(※2)							
久井運動公園								
白竜湖スポーツ村公園								
本郷体育センター								
北方グラウンド・ゴルフ場							無料開放	無料開放
清掃工場、不燃物処理工場(※3)								
ストックヤード(清掃工場内)								
エコワイズセンター(久井地域)(※3)								
し尿の収集(※4)								
斎場(三原市斎場・本郷斎場・やすらぎ苑・西和苑)								

- ※1 出生、死亡、婚姻など戸籍の届け出や埋火葬、斎場の申請などは、上記期間に関わらず市役所本庁地下1階、または各支所の警備室で受け付けます。
- ※2 12月30日(金)～1月3日(火)は開園時間が8時～17時(1月1日(日)は13時～17時)となります。
- ※3 詳しくはかんきょうカレンダーで確認してください。問い合わせは環境管理課(☎0848・63・1210)へ。
- ※4 問い合わせは汚泥再生処理センター(☎0848・66・0405)へ。

市議会定例会の 日程(予定)

次の日程で12月定例会の開催が予定されています。

市議会は公開しています。傍聴は当日、議事堂で受け付けます。

※議事堂は新庁舎建設に伴い、ゆめきやりあセンター(館町二丁目)に一時移転しています。

定員 本会議45人、各委員会5人程度
※定員を超えた場合、入場できないことがあります。

と き	内 容
6日(火)	本会議:開会
8日(木)・ 9日(金)	本会議:一般質問
12日(月) 14日(水)	10時～ 常任委員会
15日(木)	補正予算特別委員会
19日(月)	14時～ 本会議:閉会

議会事務局

☎0848・67・6138



三原市の家計簿

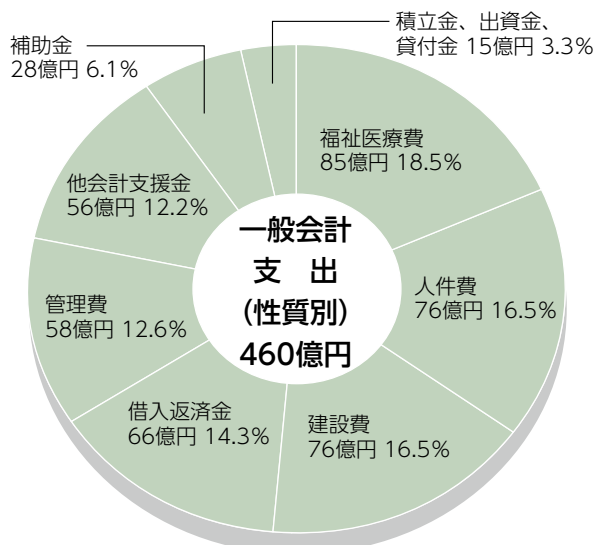
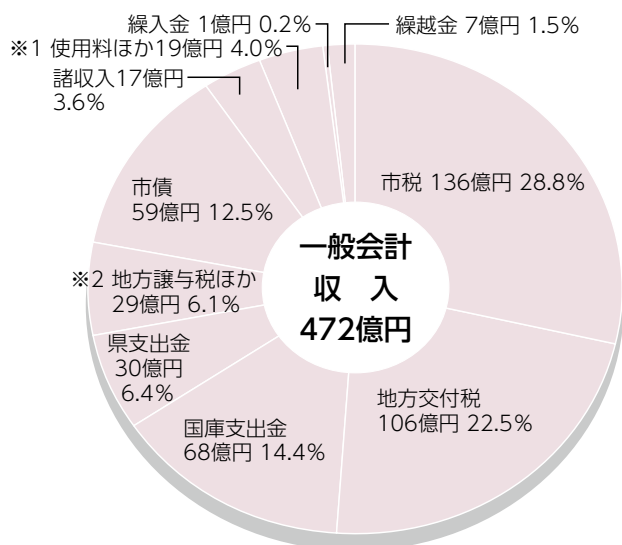
平成27年度の決算についてお知らせします

平成27年度は平成26年度に引き続き、一般会計、特別会計とも赤字ではありませんでした。

平成27年度の決算

●平成27年度の決算状況

会計	収入 (A)	支出 (B)	平成27年度に使うことが決まっている経費 (C)	収支 (A-B-C)
一般会計	472億円	460億円	3億円	9億円
特別会計	304億円	299億円	0億円	5億円
合計	776億円	759億円	3億円	14億円



※1 使用料ほか…手数料、分担金、負担金、寄附金、財産収入を含みます。
※2 地方譲与税ほか…地方消費税交付金、地方特例交付金などを含みます。

●市の財政を家計に例えると？

1カ月当たり31万5,000円※を支出する家計に置き換えると、市の収入と支出の状況は次のとおりです。※平成27年総務省家計調査による平均消費支出から。

収入の内訳

市の収入項目	家計の収入項目	金額
市税	給料	92,977円
地方交付税、国・県支出金、地方譲与税ほか	親からの援助	159,457円
市債	借金	40,558円
諸収入、使用料ほか	副業の収入	24,716円
繰入金	預金の取り崩し	395円
繰越金	前月の残り	5,020円
合計	合計	323,123円

支出の内訳

市の支出項目	家計の支出項目	金額
福祉医療費	医療費	58,468円
人件費	食費	52,292円
建設費	家具購入費や車購入の頭金	52,161円
借入返済金	ローン返済金	45,174円
管理費	光熱水道費や家の補修費	39,356円
他会計支援金	子どもへの仕送り	37,895円
補助金	保険の掛け金など	19,388円
積立金、出資金・貸付金	貯金や友人への貸し付け	10,266円
合計	合計	315,000円

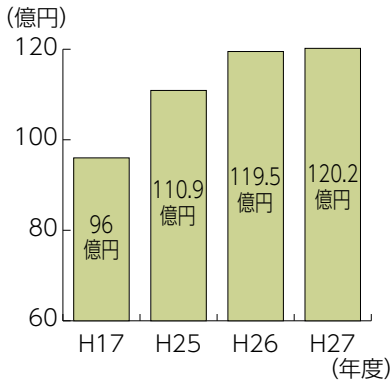


支出は医療費と食費、ローン返済金が約半分を占めとるな。皆さんの家計と比べてみてはどうかの？

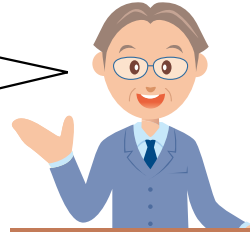
財政課 ☎0848・67・6028

●平成27年度決算(普通会計)でみる財政の数値

貯金(積立金)残高の推移



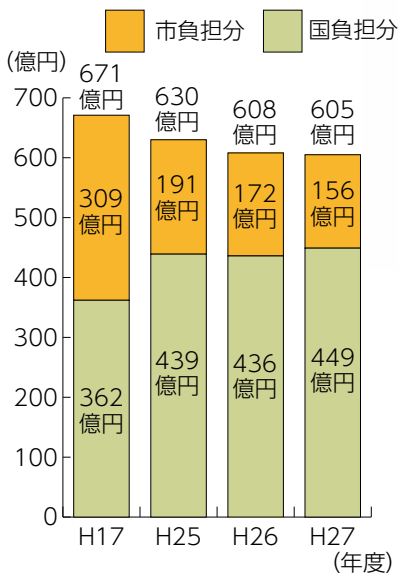
平成27年度はふるさと納税寄付金をみはらふるさと夢基金へ積み立てたことなどにより、貯金の残高は平成26年度と比べて7千万円増加しています。



市民1人当たりだと12万3千円を貯金している計算じゃな。

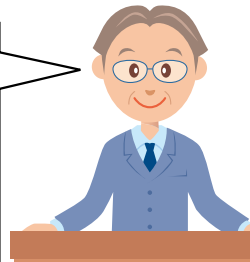


借入金(市債)残高の推移



市の借入金には、返済時に一定の割合を国が負担する制度があるんじゃ。この制度によって、平成27年度の借入金残高605億円のうち、74%に当たる449億円を国が負担するので、市の実質負担は156億円(全体の26%)となるんじゃ。

平成27年度は消防庁舎や第三中学校校舎などの建設のために借入をしましたが、積極的な繰り上げ返済で市負担分の借入金残高は前年度から16億円減少しています。



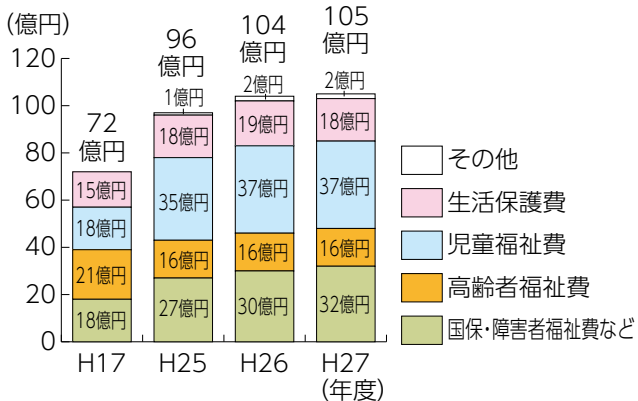
市民1人当たりだと62万1千円の借入金残高じゃが、実質負担は16万1千円となる計算じゃ。



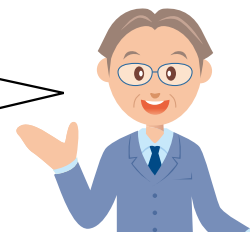
※人口は97,472人(平成28年3月末日現在)で計算しています。

※平成17年度の国と市それぞれの負担額は、現行制度の算定方法に準じて算出しています。

福祉医療費の推移



福祉医療費の総額は、平成17年度の72億円から105億円に増加しています。



児童福祉費は、10年前と比べて2倍に増えておるぞ。乳幼児医療費助成の対象を未就学児から中学生までに拡大し、私立保育所が6園から9園に増えるなど、子育て支援施策を充実させた結果じゃ。



※特別会計への福祉医療費に係る他会計支援金を含みます。



市職員の給与などをお知らせします

平成28年4月1日現在

3 職員の平均給料月額と平均年齢

区分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
三原市	319,200円	42.2歳
国	331,800円	43.6歳

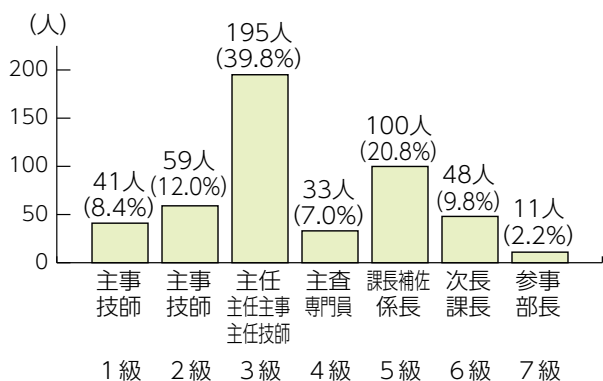
4 職員の初任給

区分		三原市	国
一般行政職	大学卒(上級)	183,300円	181,200円
	大学卒	176,700円	176,700円
	高校卒	149,000円	144,600円

5 職員の経験年数別・学歴別の平均給料月額

区分		経験年数		
		10~14年	15~19年	20~24年
一般行政職	大学卒	278,900円	311,400円	351,400円
	高校卒	224,500円	294,300円	335,500円

6 一般行政職の級別職員数の状況(合計490人)



※職員数は、職務区分による一般行政職の人数(税務職43人、看護・保健職29人、福祉職75人、消防職159人、企業職40人、技能労務職36人、幼稚園教諭30人、指導主事10人を除く)。

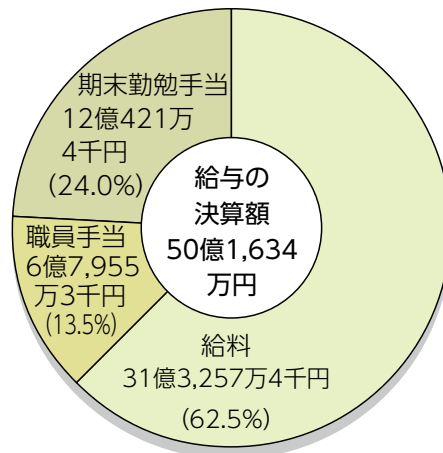
市職員の給与などは、地方自治法および地方公務員法に基づき、市の条例・規則で定められています。給与などについて、主な内容をお知らせします。

☎職員課 ☎0848・67・6024

1 特別職の給料など

区分	給料・報酬	期末手当 ※平成28年12月1日現在。			
		6月期	12月期	合計	
特別職	市長	給料 943,000円	2.025 月分	2.275 月分	4.30 月分
	副市長	// 744,000円			
議員	議長	報酬 530,000円	2.025 月分	2.275 月分	4.30 月分
	副議長	// 475,000円			
	議員	// 428,000円			

2 職員の給与(平成27年度一般会計決算)



※職員1人当たりの平均給与(給料+手当)は年額約595万円です。

7 職員手当

区分	内 容		
特殊勤務手当(平成27年度)	職員全体に占める割合		18.6%
	支給対象職員1人当たり平均支給額		22,870円
	手 当 の 種 類		9種類
時間外勤務手当	平成27年度	支給総額	3億241万3千円
		職員1人当たり支給年額	39万8千円
	平成26年度	支給総額	3億4,719万4千円
		職員1人当たり支給年額	43万8千円

区 分	三原市		国		
	期 末	勤 勉	期 末	勤 勉	
期末勤勉手当	6月期	1.225月分	0.8月分	1.225月分	0.8月分
	12月期	1.375月分	0.9月分	1.375月分	0.9月分
	合 計	2.6月分	1.7月分	2.6月分	1.7月分
	加算措置	職制上の段階、職務の級などによる			
※平成28年12月1日現在。					
退職手当	自己都合		勸 奨		
	最高限度額	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分
	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	20.445月分	25.55625月分
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分
	勤続35年	41.325月分	49.59月分	41.325月分	49.59月分
	退職時の加算、特別昇給など	勤続20年以上で定年前早期勸奨退職特例措置として上記率に2~20%を加算		勤続20年以上で定年前早期退職特例措置として上記率に2~45%を加算	

8 職員の定員

部 門		職員数(人)		対前年比(人)
		平成28年	平成27年	
一般行政部門	議 会	7	7	0
	総 務	161	162	△ 1
	税 務	43	43	0
	民 生	154	152	+ 2
	衛 生	70	69	+ 1
	労 働	0	0	0
	農 水	29	29	0
	商 工	23	20	+ 3
	土 木	89	90	△ 1
	小 計	576	572	+ 4
特別行政部門	教 育	103	110	△ 7
	消 防	163	161	+ 2
	小 計	266	271	△ 5
普通会計 計		842	843	△ 1
公営企業部門など	水 道	40	41	△ 1
	その他	30	30	0
	小 計	70	71	△ 1
合 計		912	914	△ 2

※職員数には地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員は除きます。

区 分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者 13,000円 ●扶養親族 配偶者がいる場合 1人目 6,500円 2人目 6,500円 3人目以降 6,500円 配偶者がいない場合 1人目 11,000円 2人目 6,500円 3人目以降 6,500円 ※16~22歳はそれぞれ5,000円を加算。	同じ	
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ●持ち家の場合 なし ●借家・借間の場合 27,000円以内 	同じ	
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ●交通機関利用者 負担額が55,000円以下 実負担額 // 55,001円以上 55,000円 ●交通用具使用者 距離により 2,900円~31,600円 	一部国と異なる	●交通用具使用者 距離により 2,000円~31,600円



加入者みんなを支え合う国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたとき、安心して医療を受けるための医療保険制度です。

表1 医療費と介護費用で合算した場合の自己負担限度額(年額・世帯ごと)

年齢	所得区分	対象	限度額
70歳未満	上位所得者	基礎控除後の総所得金額等が、世帯の国保被保険者全員の合計で901万円を超える世帯の人。所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます。	212万円
		総所得金額等が600万円超901万円以下	141万円
	一般	市民税の課税世帯で、総所得金額等が210万円超600万円以下の世帯の人	67万円
		総所得金額等が210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯の人	34万円	
70~74歳	現役並み所得者	自己負担の割合が3割の人	67万円
	一般	市民税が課税されている世帯で現役並み所得者以外の人	56万円
	低所得者Ⅱ	世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯の人(低所得者Ⅰ以外)	31万円
	低所得者Ⅰ	世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯で、各所得が必要経費・控除(年金の控除額は80万円)を差し引いたときに0円になる世帯の人	19万円

※所得区分は、今年7月31日の医療保険の世帯区分に応じて判定します。

医療費と介護費用が高額になったら
高額介護合算療養費

国保と介護保険で支払った金額の合計額が、表1の自己負担限度額を超えた場合、申請すると超えた額が支給されます。
対象者 今年7月末時点で国保の資格がある人
対象期間 平成27年8月1日から平成28年7月31日

※対象世帯には、今月中に案内文書を送付します。

※対象期間中に医療保険の種類が変わった人は、案内文書が届かなくても支給対象になる場合があります(但し、異動前の医療保険の自己負担証明書が必要)。詳しくは保険医療課へ相談してください。

◆あんなとき・こんなとき
柔道整復(整骨院など)・鍼灸・マッサージにかかるとき
これらの施術を受けるとき、保険証が使えるのは次の場合に限られます。
① 柔道整復：打撲、ねんざ、脱臼など外傷性のケガのとき
② 鍼灸：慢性病で医師による適当な治療手段のないもの(神経痛、リウマチ、頸腕症候群、

五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症など)で医師の同意があるとき

③ マッサージ：筋麻痺、関節拘縮など医療上必要と医師が認めたとき

※ただし、柔道整復や鍼灸施術は、医療機関において同じ時期に同じ疾患で治療を受けている場合、保険適用されません。施術所の先生の質問にはきちんと答え、正しい利用を心掛けて受診しましょう。

交通事故にあったとき
第三者行為による届け出

交通事故など、第三者の行為によりけがをした場合、その医療費は加害者が負担することが原則です。しかし、賠償が遅れたときは、いったん保険証を使って医療機関にかかることができます。その場合は次のことに注意してください。

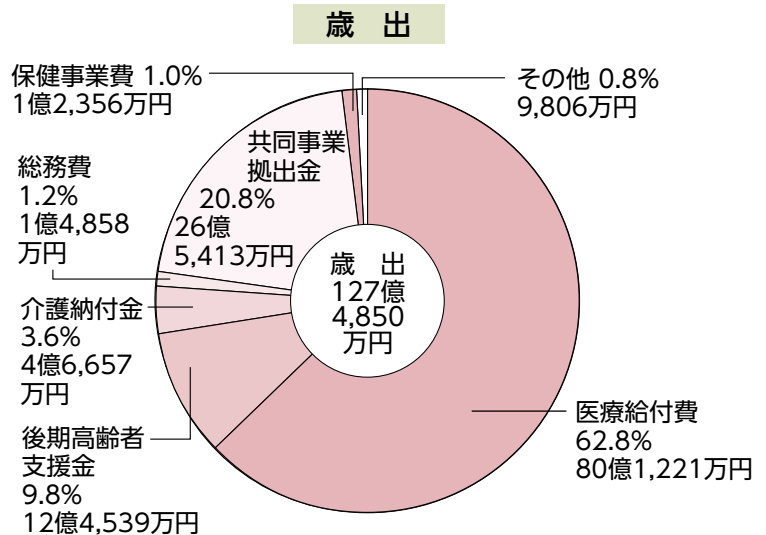
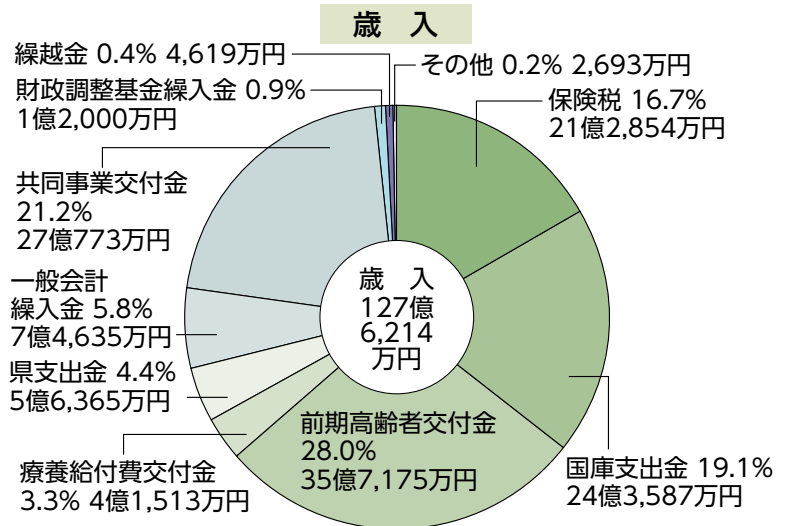
- ・ 事故の程度に関わらず、警察へ届け出をしてください
- ・ 保険医療課に連絡し、「第三者行為による被害届」を提出してください
- ・ 相手(加害者)から治療費を受け取ったり、無断で示談を済ませたりしないでください



国保だより

平成27年度の決算

平成27年度は、1,364万円が次年度への繰越金となりました。しかし、実際には歳入の中に平成26年度からの繰越金4,619万円と財政調整基金繰入金1億2,000万円があり、これらを差し引くと実質は1億5,255万円の赤字となっています。



ジェネリック医薬品による医療費削減報告

国保では、ジェネリック(後発)医薬品に切り替えた場合、自己負担の削減額が大きい人へ通知をしています。

- 平成27年度 削減効果額
1億1,397万9,663円

治療費の支払いが一時的に、著しく苦しくなったとき
〜一部負担金減免の届け出〜

次の①〜③の特別な理由で、入院費などの治療費を支払うことが困難な場合、申請すれば支払う医療費が3カ月間軽減、免除または徴収猶予されることがあります。特別な理由に係る事実が発生した月から6カ月以内に申請が必要です。まずは保険医療課へ相談してください。

- 特別な理由**
- ①地震、火災などの災害により、心身や資産などに重大な損害が生じたとき
 - ②事業の休・廃止または倒産により、収入が前年の2分の1以下に減少したとき
 - ③干ばつ、冷害などの災害により、収入が前年の2分の1以下に減少したとき
- 申請場所 保険医療課
用意する物 保険証、前年と今年の収入が分かる物(②③)



☎保険医療課
0848・676050



みんなで支えています。介護保険

介護保険は加齢や病気などで、入浴や食事などの介護、機能訓練や看護などの医療が必要となった人に福祉・医療サービスを提供し、いつまでも住み慣れたまちで安心して生活できるように、社会全体で支え合う制度です。

この制度を運営するための保険料は、半分を公費(国25%、県12.5%、市12.5%)で、残り半分を40歳以上の人(40～64歳が28%、65歳以上が22%)が負担しています。

65歳以上の人口と要介護認定者数の推移

市の65歳以上の人口は平成28年3月末現在、31,657人です。高齢化率(全人口に占める65歳以上の人の割合)は32.48%で、市民の約3人に1人が65歳以上となっています。(表1)

また、要介護・要支援認定者数は6,498人です。(表2)

表1 市の65歳以上の人口と高齢化率の推移

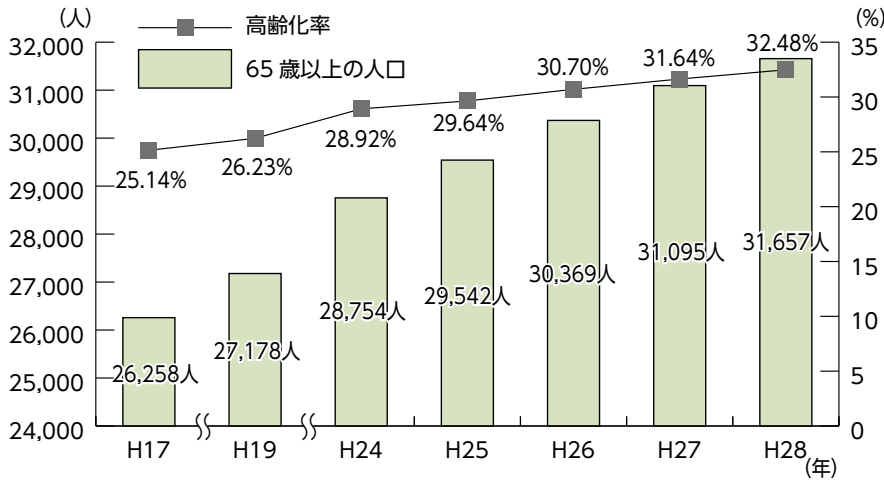
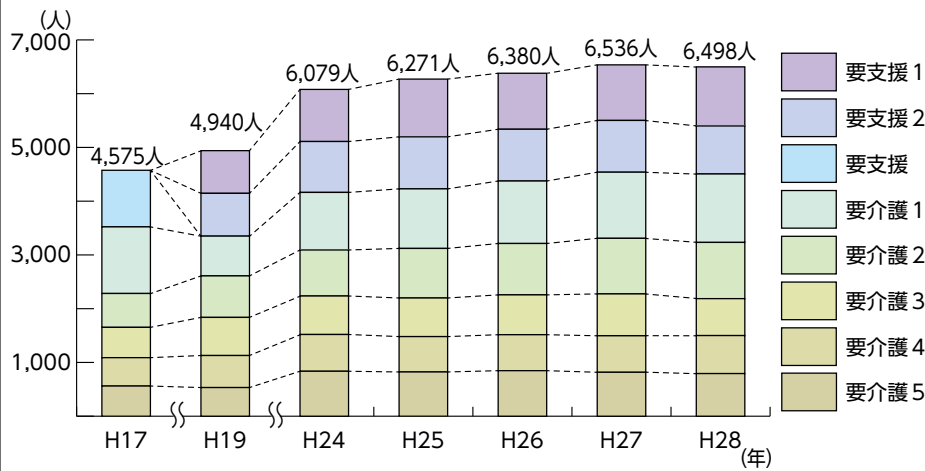
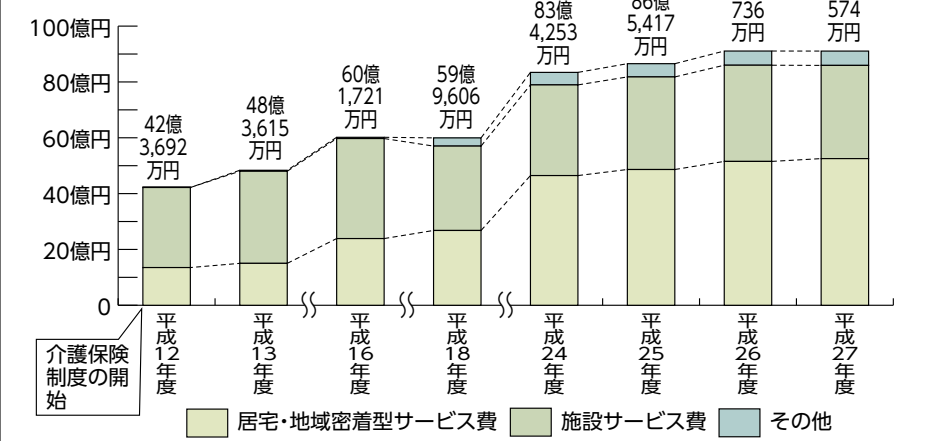


表2 市の要介護・要支援認定者数の推移



介護保険給付費の推移



平成27年度の介護保険給付費は、介護保険制度が始まった平成12年度に比べ、約2倍に増加しています。特に、自宅で介護サービス受けられる居宅・地域密着型サービス費は約4倍に増えています。

介護保険給付費の推移



介護保険だより

介護保険サービスの利用には 要介護(要支援)認定が必要です

要介護(要支援)認定とは、被保険者の心身の状況などを踏まえ、要介護度とその有効期間を認定するものです。

●申請からサービス利用までの手順

①要介護(要支援)認定の申請
市役所または各支所で認定申請をします。申請時に、介護保険証と主治医意見書(持っている場合)を提出します。
申請は居宅介護支援事業所や高齢者相談センターなどに代行

してもらうことができます。

②訪問調査

調査員が自宅や施設、病院を訪問し、本人や家族から聞き取り調査を行います。

③審査・判定

訪問調査の結果や主治医意見書を基に、介護認定審査会で要介護度と有効期間を認定します。

④認定結果の通知

原則として申請から30日以内に認定結果が通知されます。

⑤サービスの選択

要支援1・2の人は、介護予防サービスが利用できます。

要介護1・5の人は、居宅サービスまたは施設サービスが利用できます。

⑥ケアプランの作成依頼

ケアマネジャーなどに本人の希望や状態に応じた「介護(介護予防)サービス計画(ケアプラン)」の作成を依頼します。

⑦サービスの利用

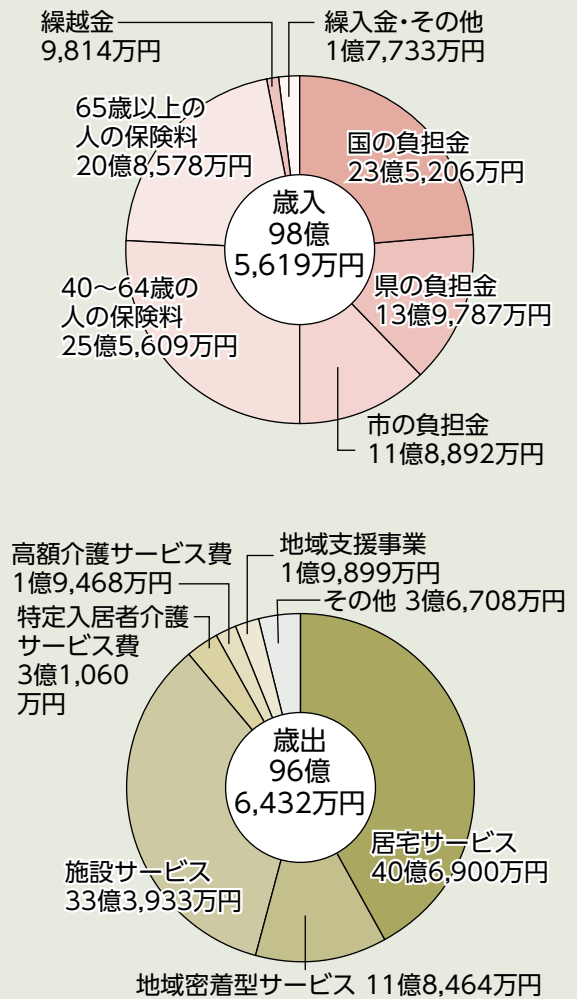
サービス提供事業者と契約を結び、ケアプランに基づいてサービスを利用します。

原則として費用の1割または

平成27年度の決算状況

平成27年度に介護サービスを利用した人は延べ64,965人で、介護給付費は歳出決算額の約90%を占めています。

歳出のうち「その他」の3億6,708万円には、要介護認定にかかる費用などを含む総務費1億6,708万円のほか、審査支払い手数料750万円が含まれます。



※平成27年度三原市介護保険特別会計決算書による。

高齢者福祉課

0848・67・6240



12月3日(土)～9日(金) は障害者週間

障害のある人もない人も支え合う共生社会の実現に向け、障害者週間の期間中に啓発行事を実施します。

●街頭キャンペーン

とき 3日(土)10時～11時

ところ イオン三原店、フジグラン三原、マックスバリュ本郷店、ニチエー中之町店

内容 障害のある人たちと、福祉事業所の製品が入った啓発リーフレットを配布

●アートイベント

とき 3日(土)～11日(日)10時～16時

※7日(水)は実施しません。

ところ 芸術文化センター ポポロ ホワイエ

内容 障害のある人による絵画などの展示

●障害者週間講演会

とき 11日(日)13時～15時

ところ 芸術文化センター ポポロ リハーサル室

演題 みんな幸せになろうや!!～「障害」のある

人もない人もその人らしく

生きる社会へ～

講師 NHK Eテレ「バリ

バラ」レギュラー 玉木

幸則さん

▲玉木幸則さん



▲玉木幸則さん

☎社会福祉課 ☎0848・67・6060 ☎0848・64・2130

第5回がんフォーラム

とき 17日(土)13時～15時30分

※開場は12時から。

ところ リージョンプラザ 文化ホール

内容

①スペシャルトークショー「自己実現のための健康づくり」

出演 広島東洋カープアドバイザー 前田智徳さん、広島ホームテレビスポーツ部ディレクター 土屋誠さん



▲前田智徳さん

②基調講演「がんと共に～自分らしく生きる～」
講師 がん体験者の会とま～れ 佐々木 佐久子さん

③シンポジウム「『自分らしく生きる』を支える～三原での取り組み」

内容 医師と看護師、緩和ケアコーディネーター、保健師による事例発表や意見交換

④がんに関連した体験・展示コーナー

※行事終了後、「やささだるマン健康スタンプラリー」の抽選会を実施します。

定員 400人(申し込み先着順)

申し込み先 保健福祉課(☎0848・67・6053)

平成29年度固定資産税

償却資産の申告を忘れずに!

土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)は、申告が義務付けられています。申告の漏れや誤りのないよう確認してください。今月中に申告書が届かないときは連絡してください。

申告期間 来年1月4日(水)～1月31日(火)

提出先 資産税課、各支所地域振興課

対象となる償却資産

・法人税や所得税の損金、または必要経費に算入される減価償却資産(法人税や所得税が課税されない個人、法人が所有するものを含む)

・減価償却済みの資産

・テナント入居者などが事業用として取り付けた内装や設備

※無形償却資産や自動車税、軽自動車税の課税対象を除く。

☎資産税課(市役所本庁2階) ☎0848・67・6039

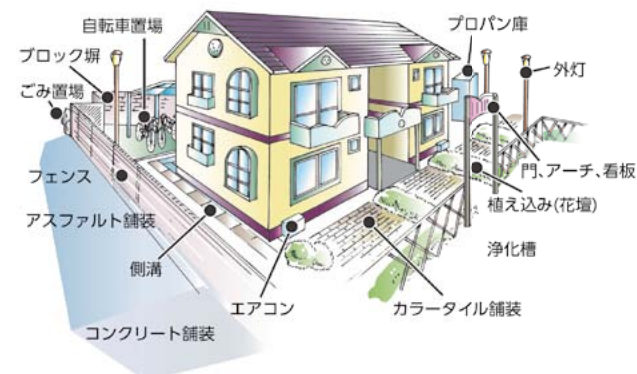
●償却資産の現地調査を行なっています

申告の漏れや誤りを防ぐため、市内の全事業者を対象に現地調査を行なっています。資産台帳などの提出や現物照合調査などをお願いすることがあります。

※申告に漏れや誤りがあった場合、修正申告や税額更正を過年度に遡及することとなります。

※虚偽の申告や不申告、調査拒否には、罰則が設けられています。

【例】アパート経営の主な償却資産



人権講演会を開催します

- ①三原会場:三原市人権文化センター
- ②本郷会場:本郷人権文化センター

入場料無料

とき ①9日(金)19時~20時
30分②20日(火)13時~15時

※②は講演前にオカリナ教室受講生の皆さんによる演奏があります。

演題 市民の人権と登録型本人通知制度

講師 NPO法人ゆにばーさる理事 山下真澄さん

定員 ①100人②50人

※いずれも先着順。希望者は直接、会場へ。

- ①三原市人権文化センター(☎0848・66・1111)
- ②本郷人権文化センター(☎0848・86・3333)



▲山下真澄さん

大和会場:大和人権文化センター

とき 10日(土)13時30分~15時

演題 世界人権宣言の精神と日本の人権状況

講師 部落解放同盟広島県連合会副委員長 岡田英治さん

定員 50人(先着順)

※希望者は直接、会場へ。

- ①大和人権文化センター(☎0847・33・1308)



▲岡田英治さん

第9回観光写真コンテスト ~三原の四季と城下町~

テーマ 三原市を題材としたもの。四季折々の風景、イベント、情緒あふれる城下町や豊かな田園風景など

受付期間 来年1月4日(水)~27日(金)
(消印有効)

応募規定 ①本人が今年1月以降に市内で撮影した未発表の単写真

②サイズはA4または4切。合成したものは不可

③応募は1人3点まで

④入賞・入選作品はフィルム、デジタルデータの提出が必要

※詳しくは応募票・市ホームページで確認できます。
賞 大賞(1点)30万円、金賞(1点)15万円、銀賞(2点)5万円など

申し込み 持参または郵送で、裏面に応募票(観光課・市ホームページに用意)を貼付した写真を観光課(市役所本庁5階〒723-8601港町三丁目5番1号☎0848・67・6014)へ



▲前回の受賞作品「春花火」(西垣正明さん)

にっぽん丸船内見学会



とき 来年1月6日(金)10時30分~11時30分
※寄港は9時~17時。岸壁からの見学は自由。

ところ 糸崎岸壁(糸崎南二丁目)

対象 市内在住の人

定員 50人(多数の場合は抽選)

申し込み 12月9日(金)(必着)までに、往復はがきで参加希望者(4人まで)全員の①住所②名前③年齢④電話番号を港湾課(〒723-0015円一町二丁目3番4号☎0848・67・6108)へ

※詳しくは市ホームページで確認してください。

参加費無料
要申し込み

あんず認定こども園が開園



来年4月にあんず認定こども園(幸崎能地七丁目)が開園します。

入園希望については、短時間利用(幼稚園機能)はあんず認定こども園(☎0848・69・1641)へ、長時間利用(保育所機能)は子育て支援課(☎0848・67・6042)または各支所地域振興課へ申し込んでください。